

令和6年度

市税のしおり

『見渡せば 様々な場所で
生きる税』

令和5年度 税に関する標語 佐野税務署長賞



sanomaru©sanocity

佐野市

目次

	ページ
1 佐野市のあらまし	1
2 正しい申告と納税推進都市宣言のまち	1
3 市税の役割	2
4 市税とそのゆくえ	2
(1) 歳入・歳出予算（令和6年度の当初予算額）	2
(2) 市税収入	3
5 市税の種類とあらまし	5
(1) 市民税	6
(2) 固定資産税	22
(3) 都市計画税	27
(4) 軽自動車税	28
(5) 市たばこ税	33
(6) 鉱産税	33
(7) 入湯税	33
(8) 国民健康保険税	34
6 納税について	42
7 口座振替による納税について	43
8 滞納処分について	44
9 市税等の不服申立てについて	45
10 市税の減免、猶予	45
11 証明書等	46
12 税務担当課窓口案内	48
13 eLTAXでの申告・届出について	50

1. 佐野市のあらまし

(令和6年4月1日現在)

- (1) 人口 113,498人 (男 56,481人、女 57,017人)
- (2) 世帯数 52,887世帯 世帯平均人数 2.15人
- (3) 面積 356.04km² 人口密度 319人/km²

佐野市は、関東平野の北端、栃木県の南西部に位置しています。

地形的には、北部から北東部、北西部にかけては、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部と西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域となっています。

市の南東部、国道50号と東北自動車道がクロスする周辺の佐野新都市地区には大型商業施設が進出し、新しい商業地域が形成され、特に週末には県内はもとより、関東一円から多くの人々が訪れています。

また、東京中心部から70キロ圏内に位置し、市内を縦断する東北自動車道には、佐野藤岡インターチェンジ、佐野サービスエリアの佐野SAスマートインターチェンジがあり、市内を横断する北関東自動車道には、佐野田沼インターチェンジに加え、令和4年9月に出流原パーキングエリアに出流原スマートインターチェンジが開通しました。市内に4つのインターチェンジを有し、その立地条件から、道路交通の要衝としてさらなる発展が期待されています。

市内には、日本名水百選に選ばれた「出流原弁天池湧水」、万葉集にも詠まれ、かたくりの花が群生する「三毳山」、旗川の源流にあり利根川水系百選にも選ばれ、別名「幻の滝」とも呼ばれている「三滝」、秋山川上流沿いに咲く「ザゼンソウの群生地」、平将門の討伐やムカデ退治伝説で有名な藤原秀郷公が築いたといわれる「唐沢山城」などの自然・歴史・文化的財産が各所にあります。令和6年3月には、千年の歴史を受け継ぐ「佐野天明鋳物」が、国重要有形民俗文化財に指定されました。

2. 正しい申告と納税推進都市宣言のまち

佐野市は、平成19年1月6日、皆さんに税金に理解を持っていただき、市民と行政が協働してまちづくりを推進するため、「正しい申告と納税推進都市」を宣言しました。

正しい申告と納税推進都市宣言

ふるさとの自然と文化を慈しみ、みんなで助け合い、生き生きと暮らせる住みよいまちを創ることは、私たち佐野市民の共通の願いです。

市民一人ひとりが正しい申告に基づく期限内納税に努めることは、健全な財政の確立に大きく寄与するとともに、豊かな地域社会と市民の暮らしを支えます。

市民と行政が協働し、夢と希望と潤いのあるまちづくりを目指して、ここに「正しい申告と納税推進都市」を宣言します。

平成19年1月6日

佐野市

3. 市税の役割

本市では、まちづくりの目標として次の7つの基本目標を掲げています。

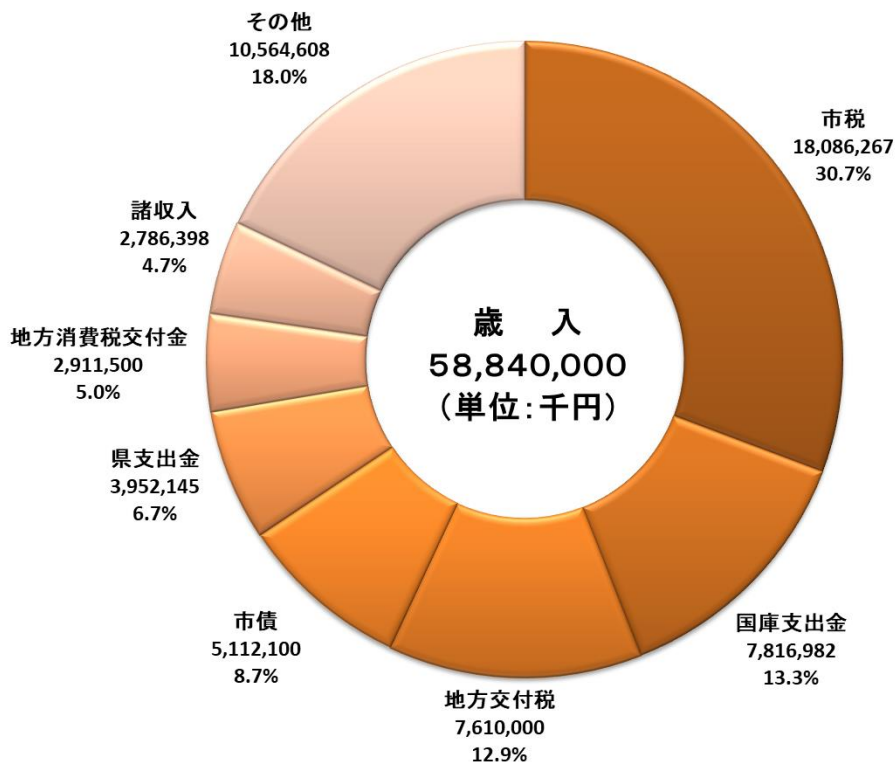
- (1) 魅力ある産業で賑わう活力あるまちづくり
- (2) 新たな流れの創造による賑わうまちづくり
- (3) 健やかで元気に暮らせるまちづくり
- (4) 豊かな心を育み、学び合うまちづくり
- (5) 快適により安全で安心して暮らせるまちづくり
- (6) 美しい自然、環境と調和するまちづくり
- (7) 市民参加による自立したまちづくり

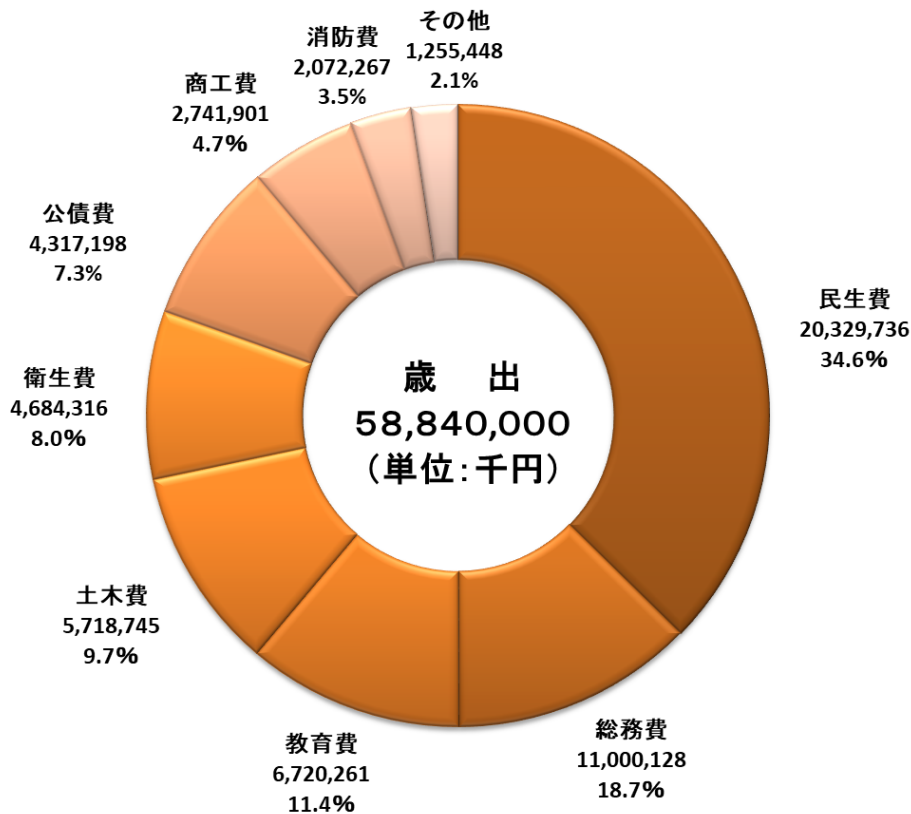
市税は、市民が豊かで健康な暮らしができるよう、こうしたまちづくりに必要な経費をまかなうために、その一部を皆さんの資産・収入・消費に応じて、さまざまな形で分担していただいています。

4. 市税とそのゆくえ

歳入予算には、市税、地方交付税、国・県支出金、地方交付税などがありますが、市税はそのうち 30.7%を占め、主要な財源となっています。

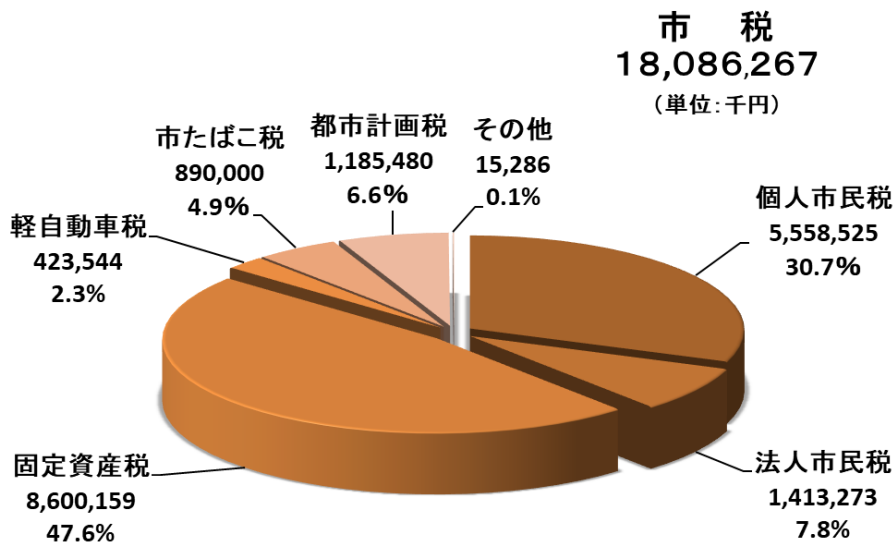
- (1) 歳入・歳出予算（令和6年度の当初予算額）





(2) 市税収入

① 令和6年度の市税収入額は、当初予算で180億8,626万7千円であり、このうち市民税と固定資産税で市税全体の約86.1%を占め、市税の中でも2本の柱といえます。



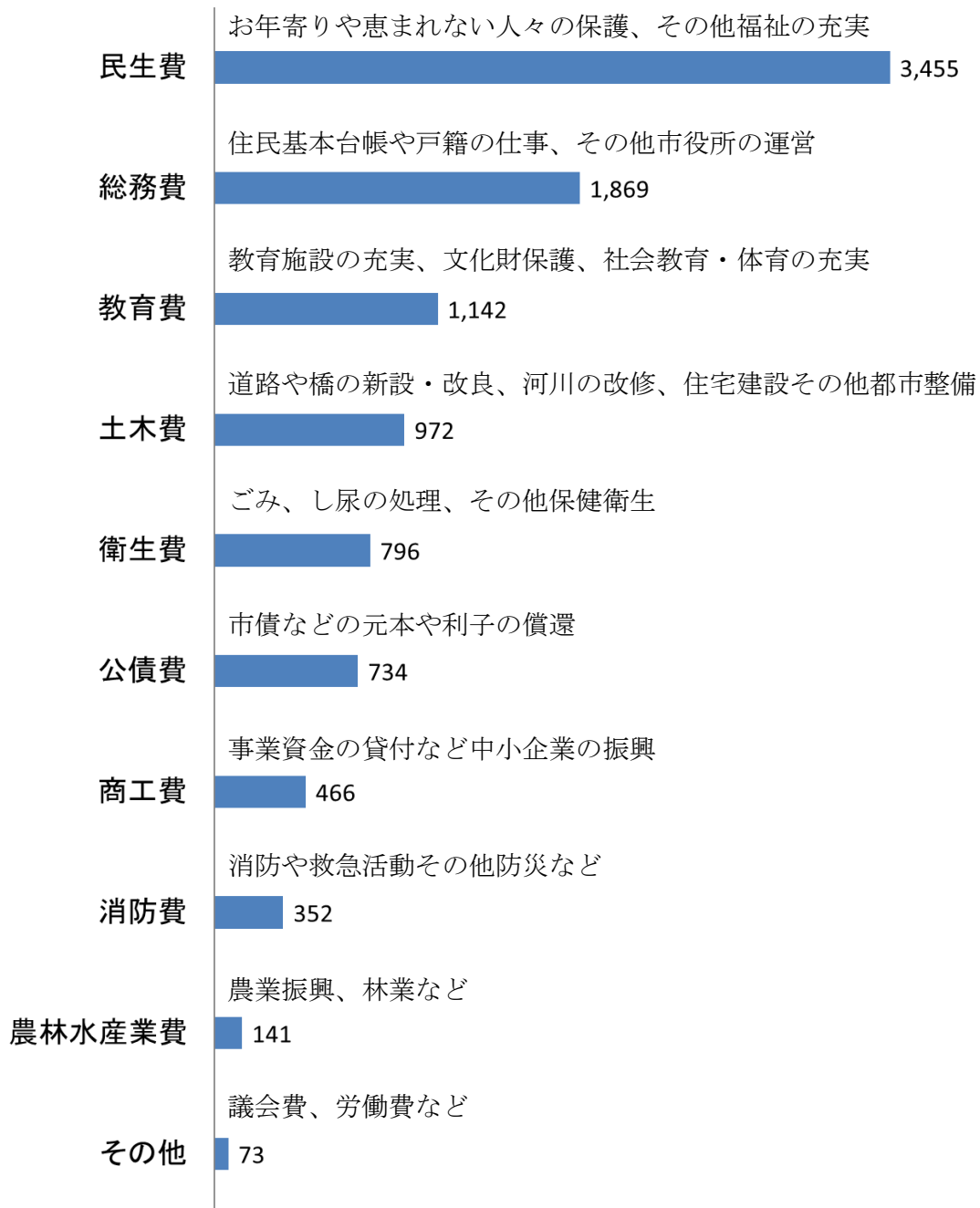
② 人口及び世帯あたりの市税負担額

1人あたりの負担額	1世帯あたりの負担額
159,353円	341,979円

※令和6年度予算額を令和6年4月1日現在の人口、世帯数で除しています。

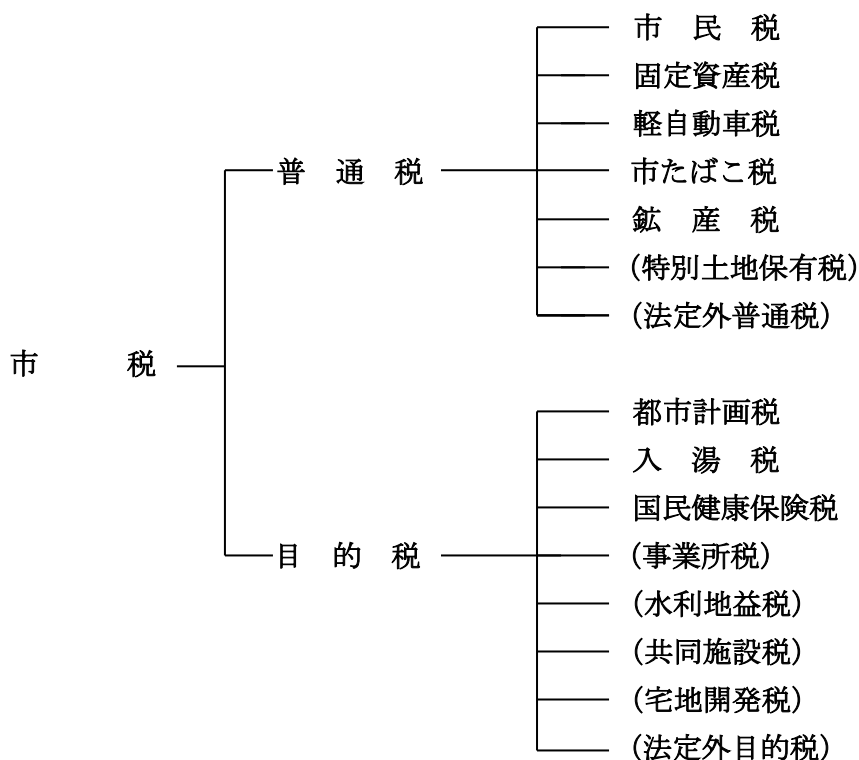
③ 市税等の使いみち

市税等 10,000 円は、次のように使われることになります。(令和6年度当初予算)



5. 市税の種類とあらまし

市税の種類は、次のとおりです。



普通税は、その収入の使われ方を特定せず、一般的経費にあてるために課税されるものであり、目的税は、最初から特定の経費にあてるために課税される税金といえます。

なお、本市では、普通税のうち法定外普通税、目的税のうち事業所税・水利地益税・共同施設税・宅地開発税・法定外目的税の課税は行っていません。

また、特別土地保有税については、平成 15 年度の税制改正により課税停止となっています。

(1) 市民税

市は、わたしたちの日常生活に直接結びついた行政サービスをしています。これらに要する経費を広く市民のみなさんに負担していただくものが市民税です。

市民税は、県民税と合わせて「住民税」とよばれており、個人市民税と会社等が納める法人市民税があります。

① 個人市民税

◆納税義務者

個人市民税の納税義務者は、次のとおりです。住所や事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日（賦課期日）現在の状況で判断されます。

納税義務者	均等割	所得割
市内に住んでいる人	○	○
市内に事務所や家屋敷を有しており、市内に住んでいない人	○	×

◆課税されない人

1月1日（賦課期日）現在市内に住所があり課税の対象になる場合でも、未成年者などは所得金額によって非課税になる場合があります。

非課税の範囲	対象者	所得の基準
均等割	生活保護法の規定による生活扶助を受けている人	なし
	障害者・未成年者・ひとり親または寡婦	合計所得金額が135万円以下の人
所得割	合計所得金額が、28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族(16歳未満含む)の人数)+10万円+17万円(同一生計配偶者や扶養親族(16歳未満含む)がいる場合)以下の人	
所得割のみ	総所得金額等が、35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族(16歳未満含む)の人数)+10万円+32万円(同一生計配偶者や扶養親族(16歳未満含む)がいる場合)以下の人	

※ 合計所得金額とは、総合課税になる所得（営業、不動産、給与、年金など）と、これとは別に計算される分離課税の所得（土地や株式の譲渡など）とを合算したものです。

※ 総所得金額等とは、合計所得金額から純損失・雑損失などの各種繰越控除を控除した後の金額です。

※ 非課税については、1月1日（賦課期日）現在の状況で判断されます。

◆申告

市内に住んでいる人は、毎年3月15日までに申告書を提出しなければなりません。ただし、次の人は申告の必要はありません。

ア. 前年中に所得のなかった人

※各種保険料や手当などの算定のため、申告が必要な場合があります

- イ. 前年中の所得が給与所得または公的年金等のみで、勤め先等から給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が提出される人(社会保険料控除などの諸控除を受けようとする人は除く)
- ウ. 所得税の確定申告をした人

《市・県民税申告書作成コーナー》

パソコン・スマホで簡単に申告書が作成できます。印刷、郵送することで申告会場に来場することなく、申告できます。

住民税額の試算や、ふるさと納税控除上限額の試算も可能です。

・パソコンからは、「佐野市 申告書作成コーナー」で検索

・スマホからは、こちらを読み込んでください



◆所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債・社債・預貯金などの利子	収入金額 = 所得金額
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額 - 株式などの元本取得に要した負債の利子
3	不動産所得	地代・家賃・権利金など	収入金額 - 必要経費
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費
5	給与所得	給料・賞与など	収入金額 - 給与所得控除額または特定支出控除額
6	退職所得	退職金・一時恩給など	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
7	山林所得	山林(立木)を売った場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (最高 50 万円)
8	譲渡所得	土地・家屋等の資産を売った場合に生じる所得	収入金額 - 資産の取得価額等経費 - 特別控除額
9	一時所得	生命保険の一時金、満期返戻金など	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (最高 50 万円)
10	雑所得	公的年金など 他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 ② ①を除く雑所得の収入金額 - 必要経費

【給与所得金額の速算表】

給与収入金額から給与所得控除額を差し引いたものが給与所得金額になりますが、下記の計算により、給与所得金額を算出することができます。

令和3年度課税から

給与収入金額	給与所得金額	
～ 550,999 円	0 円	
551,000 円～1,618,999 円	収入－550,000 円	
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円～1,799,999 円	収入 ÷ 4 = A ※千円未満の端数切捨て	A × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円～3,599,999 円		A × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円		A × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	収入 × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 円～	収入 - 1,950,000 円	

※なお、令和3年度課税からの給与所得については、上記【給与所得金額の速算表】から算出した給与所得に対し、次のような調整措置【所得金額調整控除】が設けられました。

【所得金額調整控除】（令和3年度課税から）

- 1 給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与所得から所得金額調整控除を差し引きます。
 - ・本人が特別障害者に該当する
 - ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - ・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

- 2 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得から所得金額調整控除を差し引きます。

所得金額調整控除額 = (給与所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

【公的年金等に係る雑所得の速算表】

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが公的年金等にかかる雑所得の金額になります。

65歳未満の人（※令和6年度課税においては、昭和34年1月2日以後に生まれた人）

公的年金等の 収入金額	公的年金等の雑所得		
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
0～1,299,999円	収入－600,000円（注）	収入－500,000円（注）	収入－400,000円（注）
1,300,000円～ 4,099,999円	収入×0.75－275,000円	収入×0.75－175,000円	収入×0.75－75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	収入×0.85－685,000円	収入×0.85－585,000円	収入×0.85－485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	収入×0.95 －1,455,000円	収入×0.95 －1,355,000円	収入×0.95 －1,255,000円
10,000,000円～	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円

（注）算出される金額がマイナスの場合の所得金額は、0円となります。


65歳以上の人（※令和6年度課税においては、昭和34年1月1日以前に生まれた人）

公的年金等の 収入金額	公的年金等の雑所得		
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
0～3,299,999円	収入－1,100,000円（注）	収入－1,000,000円（注）	収入－900,000円（注）
3,300,000円～ 4,099,999円	収入×0.75－275,000円	収入×0.75－175,000円	収入×0.75－75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	収入×0.85－685,000円	収入×0.85－585,000円	収入×0.85－485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	収入×0.95 －1,455,000円	収入×0.95 －1,355,000円	収入×0.95 －1,255,000円
10,000,000円～	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円

（注）算出される金額がマイナスの場合の所得金額は、0円となります。

◆所得控除

所得控除は、その納税者の能力に応じた税負担を求めるときに、担税力の差異による負担の不均衡を調整するために設けられている制度で、納税者に配偶者や扶養親族の有無、病気や災害などによる臨時的出費の有無など個人的な事情も考慮して、総所得金額等の合計額から差し引くことのできる金額です。

種類	控除額	
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ① (損失額 - 保険金等による補てん額) - (総所得金額等の合計額×1/10) ② (災害関連支出の金額 - 保険金等による補てん額) - 5万円	
医療費控除		従来の医療費控除
	控除対象者	セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) 健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組(注1)を行う個人で、次の控除対象となる購入費を支払った者
	控除対象となる支出	自己または生計を一にする配偶者やその他の親族に係る医療費 スイッチ OTC 医薬品(注2)の購入費
	控除額	次の(1)、(2)のいずれか多い方の金額(200万円が限度額) (1) (支払った医療費-保険金などで補てんされる金額)-(総所得金額×5%) (2) (支払った医療費-保険金などで補てんされる金額)-100,000円 (スイッチ OTC 医薬品の購入費-保険金などで補てんされる金額)-12,000円 (88,000円が限度額)
※従来の医療費控除と医療費控除の特例はいずれかの選択適用となります		
注1) 令和4年度から健康診査(人間ドック等)・予防接種・定期健康診断・特定健康診査(メタボ健診)・がん検診などの取組を行ったことを証明する書類の提出・提示は不要です。ただし、申告後5年間は提出・提示を求める場合があります。		
注2) 医師から処方される要指導医薬品および一般医薬品のうち医療用から転用された医薬品で、対象となる商品には領収書等に対象である旨が表示されています。また一部の対象商品にはパッケージに対象である旨を示すマークが記載されています。		
		

社会保険料控除	支払った額				
小規模企業共済等掛金控除	支払った額				
生命保険料控除	<p>(1) 新契約(平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除)</p> <p>一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払保険料が 12,000 円以下 …… 全額 ・支払保険料が 12,000 円超 32,000 円以下……支払保険料×1/2 + 6,000 円 ・支払保険料が 32,000 円超 56,000 円以下…支払保険料×1/4 +14,000 円 ・支払保険料が 56,000 円超 …… 28,000 円 (限度額) <p>(2) 旧契約(平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除)</p> <p>一般生命保険・個人年金保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払保険料が 15,000 円以下 …… 全額 ・支払保険料が 15,000 円超 40,000 円以下……支払保険料×1/2 + 7,500 円 ・支払保険料が 40,000 円超 70,000 円以下……支払保険料×1/4 +17,500 円 ・支払保険料が 70,000 円超 ……35,000 円 (限度額) <p>(1) 新契約と(2) 旧契約の両方がある場合、それぞれ上記に当てはめて得た額の合計額 (各保険の上限額 28,000 円、全体の上限額 70,000 円)</p>				
地震保険料控除	<p>(1) 支払った保険料が地震保険の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払保険料が 50,000 円以下 …… 支払保険料 × 1/2 ・支払保険料が 50,000 円超 …… 25,000 円 (限度額) <p>(2) 支払った保険料が長期損害保険の場合</p> <p>※保険期間が 10 年以上で満期返戻金のあるもの (平成 18 年 12 月 31 日までの締結分に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払保険料が 5,000 円以下 …… 全額 ・支払保険料が 5,000 円超 15,000 円以下…… 支払保険料×1/2 +2,500 円 ・支払保険料が 15,000 円超 …… 10,000 円 (限度額) <p>(1) と (2) の両方がある場合はその合計 (限度額は 25,000 円)</p> <p>※なお (2) の長期損害保険契約が (1) の地震保険料に該当するときは、いずれかの契約のみに該当</p>				
障害者控除	<p>本人・控除対象配偶者及び扶養親族 1 人につき …………… 26 万円</p> <p>特別障害者については …………… 30 万円</p> <p>※特別障害者と同居している場合には 23 万円の控除額が加算</p> <p>※この障害者控除を受けられる方は、前年の 12 月 31 日時点で、精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳の交付を受けている方などです。</p>				
ひとり親控除 寡婦控除 (女性のみ)	区分	本人所得	扶養親族あり		扶養親族なし
			子	子以外	
	死別	500 万円以下	ひとり親控除 (30 万円)	寡婦控除 (26 万円)	寡婦控除 (26 万円)
	離別		ひとり親控除 (30 万円)	寡婦控除 (26 万円)	非該当
	未婚		ひとり親控除 (30 万円)	非該当	非該当

勤労学生控除	本人が勤労学生である場合(合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の人) …………… 26万円																																											
配偶者控除	<p>合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を扶養する場合 (控除対象配偶者が70歳未満の場合)</p> <p>納税者の合計所得金額が 900万円以下…………… 33万円 900万円超 950万円以下…………… 22万円 950万円超 1,000万円以下…………… 11万円 1,000万円超……………控除は受けられません</p> <p>(控除対象配偶者が70歳以上の場合)</p> <p>納税者の合計所得金額が 900万円以下…………… 38万円 900万円超 950万円以下…………… 26万円 950万円超 1,000万円以下…………… 13万円 1,000万円超……………控除は受けられません</p>																																											
配偶者特別控除	<p>納税者の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が133万円以下のとき、納税者及び配偶者の所得区分に応じた金額(最高33万円、最低1万円)</p> <table border="1" data-bbox="475 936 1353 1485"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超 95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額																																											
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																									
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																																									
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																									
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																									
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																									
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																									
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																									
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																									
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																									
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																									
扶養控除	<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額が48万円以下の対象扶養親族 <ul style="list-style-type: none"> 1人(一般扶養控除)につき …………… 33万円 ただし、対象扶養親族が <ul style="list-style-type: none"> 16歳未満の場合 …………… 0円 19歳以上23歳未満(特定扶養親族)である場合…………… 45万円 70歳以上(老人扶養親族)である場合 …………… 38万円 70歳以上(老人扶養親族)で、本人または配偶者の直系尊属であり、同居している場合 …………… 45万円 																																											

基礎控除	合計所得金額	基礎控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	0円

◆税 率

市・県民税の均等割額及び所得割の税率は、次のとおりです。

	個人市民税	個人県民税
均等割	3,000円	1,700円
所得割	6%	4%

※ 県民税均等割額は「とちぎの元気な森づくり県民税」が導入され、700円が加算されています。
令和6年度から「森林環境税（国税）」が導入され、1,000円が市・県民税均等割と併せて賦課徴収されています。

◆税額控除（個人市民税の所得割額から差し引くもの）

・調整控除

税源移譲により納税者の負担が変わらぬよう、所得税と個人市民税の人的控除額の差に基づく負担の増加を調整するもので、一定の額が所得割額から差し引かれます。

なお、令和3年度課税から、合計所得金額が2,500万円超の人は、調整控除は適用外となりました。

算出方法は、次のとおりです。

●合計課税所得金額が200万円以下の人

次のアとイいずれか少ない金額に3%（個人県民税は2%）を乗じた金額

ア. 次ページの表のうち、適用がある人的控除額の差の合計額

イ. 合計課税所得金額

●合計課税所得金額が200万円超2,500万円以下の人

次のアの金額からイの金額を控除した額（5万円未満の場合は5万円）に3%（個人県民税は2%）を乗じた金額

ア. 次ページの表のうち、適用がある人的控除額の差の合計額

イ. 合計課税所得金額 - 200万円

●合計課税所得金額が2,500万円超の人

調整控除は適用外

控除の種類		人的控除額 の差	(参考)人的控除額		
			所得税	市・県民税	
障害者控除	普通	1万円	27万円	26万円	
	特別	10万円	40万円	30万円	
	同居特別	22万円	75万円	53万円	
寡婦控除		1万円	27万円	26万円	
ひとり親控除	母	5万円	35万円	30万円	
	父	(注) 1万円	35万円	30万円	
勤労学生控除		1万円	27万円	26万円	
配偶者控除	納税者本人の合計所得金額				
	一般	900万円以下	5万円	38万円	33万円
		900万円超950万円以下	4万円	26万円	22万円
		950万円超1,000万円以下	2万円	13万円	11万円
	老人	900万円以下	10万円	48万円	38万円
		900万円超950万円以下	6万円	32万円	26万円
		950万円超1,000万円以下	3万円	16万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額				
	48万円超 50万円未満	900万円以下	5万円	38万円	33万円
		900万円超950万円以下	4万円	26万円	22万円
		950万円超1,000万円以下	2万円	13万円	11万円
	50万円以上 55万円未満	900万円以下	(注) 3万円	38万円	33万円
		900万円超950万円以下	(注) 2万円	26万円	22万円
		950万円超1,000万円以下	(注) 1万円	13万円	11万円
扶養控除	一般	5万円	38万円	33万円	
	特定	18万円	63万円	45万円	
	老人	10万円	48万円	38万円	
	同居老親	13万円	58万円	45万円	
基礎控除	納税者本人の合計所得金額				
	2,400万円以下	5万円	48万円	43万円	
	2,400万円超2,450万円以下	(注) 5万円	32万円	29万円	
	2,450万円超2,500万円以下	(注) 5万円	16万円	15万円	

表中(注)の金額は、調整控除の算出等に用いる金額であり、市・県民税と所得税の実際の所得控除額の差額と一致しません。

・ 配当控除

株式配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。ただし、申告分離課税を選択した場合は適用されません。

		課税所得金額の合計額			
		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
種類	利益の配当、余剰金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に関する所得	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く。）	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

・ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の市・県民税において住宅ローン控除が適用されます。

● 対象者

次のアからウのすべてに該当した場合が対象です。

- ア. 所得税の住宅借入金等特別控除に該当する方（ただし、特定増改築等は除く）
- イ. 平成21年から令和7年までに入居した場合
- ウ. 所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除がある場合

● 住宅ローン控除額

次のアかイのどちらか少ない方の金額が控除額となります。

- ア. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
 - イ. 所得税の課税所得金額等の額の5%（97,500円を超えるときは97,500円を限度）
- ※ 平成26年4月から令和4年12月までに入居した場合については7%（136,500円を限度）。ただし、令和2年10月から令和3年9月末までに契約した注文住宅、令和2年12月から令和3年11月末までに契約した分譲住宅などに令和4年中に入居する場合は、7%（136,500円を限度）が適用されます。それ以外の場合は5%（97,500円を限度）。

・ 寄附金税額控除

寄附金税額控除の対象は、都道府県・市区町村に対する寄附金、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、所得税の寄附金控除の対象となっている学校法人や社会福祉法人などのうち栃木県や佐野市が条例で定める寄附金となります。

●控除額の計算方法

税額控除額は、次の ア のとおりです。

ア. 基本控除額

(寄附金(※1)－2千円)×10%(※2)

ふるさと納税の場合は、ア に次の イ が加算されます。

イ. 特例控除額(※3)(※4)

(寄附金－2千円)×(90%－0～45%(寄附者に適用される所得税の限界税率)×1.021)

ウ. ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は ア 及び イに加え所得税控除分相当額が加算されます。

(ウの額＝イの額×地方税法に定める割合)

※1 総所得金額等の30%を限度とします。

※2 「栃木県・佐野市が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出します。

・栃木県が指定した寄附金は4%

・佐野市が指定した寄附金は6%

・栃木県と佐野市がともに指定した寄附金の場合は10%

※3 個人市・県民税所得割額の20%を限度とします。

※4 市・県民税の課税所得をもとに算出するため、所得税の限界税率から求めた控除額と異なる場合があります。

・外国税額控除

所得税で外国税額控除を受けた場合で、所得税で控除しきれない外国税額控除があるときは、県民税、市民税の順序で一定の限度額を所得割額から控除します。

・配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

特別徴収された道府県民税配当割額または道府県民税株式等譲渡所得割額について申告した場合は、所得割額から特別徴収された額を控除します。所得割額から控除しきれなかった金額があるときは、均等割額へ充当し、充当しきれなかった額は還付となります。

・定額減税（特別税額控除）

令和6年度課税に限り、経済対策の一環として定額減税が実施されています。

個人市県民税の全ての税額控除後の所得割額から、次の金額を控除します。

ただし、控除額が所得割額を超える場合は、所得割額が限度額となります。

(1) 本人：1万円

(2) 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）：1人につき1万円

例：納税者、控除対象配偶者、扶養の子2人の場合の定額減税額

1万円（本人）＋3人（配偶者＋扶養2人）×1万円＝4万円

◆税額の計算方法

所得割額の税額は、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得金額が基準となり、下記の順で計算されます。

- ① 収入 - 必要経費 = 所得金額
- ② 所得金額 - 所得控除額 = 課税所得金額
- ③ 課税所得金額 × 税率 - 税額控除 = 所得割額

注) 課税所得金額 1,000 円未満の端数は、切り捨て

●計算例

家族構成：夫婦（妻の収入なし）、20歳の子と12歳の子の4人家族

営業収入	7,000,000 円
必要経費	3,000,000 円
国民健康保険及び国民年金支払額	525,000 円
生命保険（旧契約）の支払額	120,000 円
所得金額（収入－必要経費）	

$$7,000,000 \text{ 円} - 3,000,000 \text{ 円} = 4,000,000 \text{ 円}$$

所得控除額

社会保険料控除	525,000 円
生命保険料控除	35,000 円
配偶者控除	330,000 円
扶養控除(16歳未満)	0 円
扶養控除(特定)	450,000 円
<u>基礎控除</u>	<u>430,000 円</u>
所得控除合計	1,770,000 円

課税所得金額

$$4,000,000 - 1,770,000 = 2,230,000 \text{ 円}$$

個人市民税所得割額

$$2,230,000 \times 6\% - 1,500 = 132,300 \text{ 円} \quad \text{※1,500 円は調整控除}$$

$$\text{定額減税額} = 18,000 \text{ 円}$$

個人県民税所得割額

$$2,230,000 \times 4\% - 1,000 = 88,200 \text{ 円} \quad \text{※1,000 円は調整控除}$$

$$\text{定額減税額} = 12,000 \text{ 円}$$

個人市民税均等割額 3,000 円

個人県民税均等割額 1,700 円

森林環境税 1,000 円

税額	市民税	117,300 円
	県民税	77,900 円
	<u>森林環境税</u>	<u>1,000 円</u>

令和6年度の住民税・森林環境税 196,200 円

◆専従者控除

事業経営者が家族的規模によって営まれている場合には、そこに働く家族などに対して支払う給与相当額を経費として、白色申告の人は専従者1人につき50万円(配偶者は86万円)までの金額、青色申告の人は支払った金額(税務署長の承認が必要)が控除になります。

◆個人市民税(所得割)の特例

市民税の所得割は、各種の所得金額を合計して税額を計算する総合課税を原則としていますが、退職所得や土地・建物の譲渡所得などについては、他の所得と区分して、分離課税の方法により課税する特例が設けられています。

・退職所得に対する市民税

退職所得に係る市民税所得割額は、通常、所得税と同様に退職金などの支払いを受けるときに差し引かれます。

●退職所得に係る市民税所得割額の計算方法

(退職金などの収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 × 6% (県民税は4%)

※役員等(法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員)で勤務年数が5年以下の方は、収入金額から退職所得控除額を控除した額に、税率を乗じて計算します。

(退職金の収入金額 - 退職所得控除額) × 6% (県民税は4%)

●退職所得控除額

勤続年数が20年以下の場合

退職所得控除額 = 40万円 × 勤続年数 (80万円未満の場合には80万円)

勤続年数が20年を超える場合

退職所得控除額 = 70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円

※勤続年数が1年に満たない期間は切り上げます。

※障害者になったことが原因で退職した場合は、100万円が加算されます。

・土地建物等の譲渡所得の課税

土地建物等の譲渡所得に対する個人市民税については、他の所得と分離して次のように課税されます。

(i) 譲渡した年の1月1日現在で所有期間が

5年を超える土地建物等を譲渡して得た所得 …… (分離長期譲渡所得といいます。)

課税長期譲渡所得金額 × 3% (個人県民税は2%、所得税は15%)

*優良住宅地等のための譲渡、一定の居住用財産の譲渡である場合には、課税の特例があります。

(ii) 譲渡した年の1月1日現在で所有期間が

5年以下の土地建物等を譲渡して得た所得 …… (分離短期譲渡所得といいます。)

課税短期譲渡所得金額 × 5.4% (個人県民税は3.6%、所得税は30%)

*国や地方公共団体等に対する土地等の譲渡である場合には、課税の特例があります。

特別控除金額

譲渡の種類	特別控除金額
収用などにより、土地や借地権、建物などの資産を譲渡した場合	5,000万円
自分が住んでいる家屋やその敷地を譲渡した場合	3,000万円
国・地方公共団体等が行う特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円

・株式等の譲渡所得の課税

株式等譲渡所得割を徴収されていない株式等の譲渡所得については、他の所得と分離して、3%（個人県民税は2%、所得税は15%）の税率により課税されます。

・先物取引に係る雑所得等の課税

先物取引による所得で、一定のものについて他の所得と分離して3%（個人県民税は2%、所得税は15%）の税率により課税されます。

◇上場株式等の配当等所得や譲渡所得などの課税方式が統一されました

上場株式等の配当等所得や譲渡所得等については、所得税と市・県民税において異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和6年度の市・県民税（令和5年分の所得税の確定申告）より、市・県民税の金融所得課税は所得税と一致させる改正がなされました。

◆納税の方法

個人市民税と個人県民税は両方あわせて納税することになっています。

また、納税の方法は「普通徴収」と「特別徴収」との二つの方法があります。

普通徴収	事業所得者などの市・県民税を、納税通知書によって通知された税額を年4回（6月・8月・10月・翌年1月）に分けて納めていただく方法です。
特別徴収	<p>(1) 給与からの特別徴収 給与所得者の市・県民税を、給与支払者（特別徴収義務者）が毎月の給与を支払う際に、市から送付された特別徴収税額の通知書により税額を天引きし、これをまとめて、翌月の10日までに納入する方法です。</p> <p>(2) 公的年金からの特別徴収 65歳以上の公的年金受給者の市・県民税を、年金支払者（特別徴収義務者）が毎支給月に年金を支払う際に、その人の年金から天引きし、これをまとめて、翌月10日までに納入する方法です。</p> <p>公的年金からの特別徴収は、年6回（偶数月）の公的年金の支払いの際に行われ、4月、6月及び8月には前年度分の税額の6分の1ずつを仮徴収税額として徴収し、10月、12月及び2月には今年度の全体の税額から仮徴収税額を差し引いた残りの税額の3分の1ずつを徴収します。</p> <p>なお、初めて特別徴収の対象となる方等は6月、8月は全体の税額の4分の1ずつを普通徴収で納めていただき、10月、12月及び2月は残りの税額の3分の1ずつを公的年金から特別徴収します。</p> <p>また、公的年金以外の所得がある方は、これに相当する税額を、別途普通徴収や給与からの特別徴収により納税していただきます。</p>

② 法人市民税

法人市民税には、法人の利益に応じて負担する法人税割と、全ての法人が負担する均等割の2つの種類があります。

◆納税義務者

区分	納める税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所・事業所がある法人（人格のない社団等で収益事業を行うものを含む）	○	○
市内に事務所・事業所はないが、寮や保養所などがある法人	○	×
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で市内に事務所・事業所があるもの	×	○

◆均等割

均等割は、法人の資本金等の額（「資本金」と「資本準備金」の合計額の方が大きい場合、「資本金」と「資本準備金」の合計額）と市内の従業者数により、税率が異なり、その金額は次の表のとおりです。

法人等の区分	市内の従業者の合計数	
	50人以下	50人超
下記に掲げる法人以外の法人	60,000円	60,000円
資本金等の額が1,000万円以下	60,000円	144,000円
資本金等の額が1,000万円超1億円以下	156,000円	180,000円
資本金等の額が1億円超10億円以下	192,000円	480,000円
資本金等の額が10億円超50億円以下	492,000円	2,100,000円
資本金等の額が50億円超	492,000円	3,600,000円

※資本金等の額 …… 地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額

※資本金等の額と市内の従業者の合計数は、事業年度末日で判定

◆法人税割

法人税割は国の税金である法人税額に、税率 8.4%を乗じて算出しますが、分割法人（2以上の市町村において事務所、事業所を有する法人）の場合は、次の算式によります。

$$\frac{\text{法人税額(千円未満切捨て)}}{\text{当該法人の全従業者数}} \times \text{市内の従業者数 (千円未満切捨て)} \times \text{税率}$$

◆申告と納税

均等割のみを課されるものを除き、通常事業年度終了後2ヵ月以内に申告し、納税してください。

(2) 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

◆納める者（納税義務者）

1月1日（賦課期日）現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している者

◆納める額

税額 = 課税標準額 × 1.4%（税率）

◆課税標準額

土地・家屋・償却資産の価格が原則として課税標準額となりますが、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

◆免税点

市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産の課税標準の合計額が、それぞれ次の金額に満たない場合には、課税されません。

土 地	30万円
家 屋	20万円
償却資産	150万円

◆縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳の縦覧

納税者は、毎年4月1日から当該年度の最初の納期限の日までの間、土地又は家屋の価格等を記載した縦覧帳簿を見ることができます。

また、課税の基礎となる固定資産の価格等を登録した固定資産課税台帳も、毎年4月1日から縦覧することができます。

◆審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書を受け取った日以後3か月を経過する日までに佐野市固定資産評価審査委員会に対して文書で審査の申出をすることができます。

ただし、基準年度以外の年度において、価格が据置かれているものについてはこの審査の申出はできません。

◆納期

年4回に分け、4月・7月・9月・12月の各月に納めていただきます。

(I) 土 地

土地の価格は、固定資産評価基準に基づき、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として求め、3年ごとに評価替えが行われます（この評価替えが行われる年度を基準年度といいます。）。

◆土地に対する固定資産税の算定方法

平成6年度の評価替えから、宅地については地価公示価格の7割を目途に評価することとなりました。

平成8年度までの宅地の税負担は、大部分の土地が評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置が行われてきましたが、平成9年度の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。これにより負担水準の均衡化は相当程度進展してきている状況にあります。

一方で、地価の状況は、東京都心部は上昇し、地方圏も下げ止まりつつあるものの、力強さに欠ける状況にあります。このような状況を踏まえ、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度に関しても現行の負担調整措置が継続されることになりました。

※「負担水準」とは、個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求められます。

$$\left[\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額} \left[\times \text{住宅用地特例率} \left(1/3 \text{ 又は } 1/6 \right) \right]} \right]$$

また、個々の土地の課税標準額は、次の①～③のようになります。

① 商業地等の宅地

- ・負担水準が0.7を超える土地の課税標準額は負担水準を0.7とした場合の課税標準額まで引き下げます。

$$\text{課税標準額} = \text{今年度評価額} \times 0.7$$

- ・負担水準が0.6以上0.7以下の土地は前年度の課税標準額に据え置きます。
- ・負担水準が0.6未満の土地は、前年度課税標準額に今年度の評価額の5%を加えた額が課税標準額になります。

$$\text{課税標準額} = \text{前年度課税標準額} + \text{今年度評価額} \times 5\%$$

ただし、当該額が評価額の60%を上回る場合は60%相当額、20%を下回る場合は20%相当額が課税標準額になります。

② 住宅用地

- ・負担水準が1.0未満の土地は、前年度課税標準額に、今年度の評価額に住宅用地特例率（1/6又は1/3）を乗じて得た額（本則課税標準額）の5%を加えた額が課税標準額になります。

課税標準額＝前年度課税標準額

＋今年度評価額×住宅用地特例率（1/6又は1/3）×5%

ただし、当該額が本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額が課税標準額になります。

◇住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

・小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）を小規模住宅用地といいます。

小規模住宅用地の課税標準額については、価格の6分の1の額とする特例措置があります。

・一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地（家屋の延床面積の10倍まで）を一般住宅用地といいます。たとえば、300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分が一般住宅用地となります。

一般住宅用地の課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があります。

・住宅用地についての申告

住宅用地と非住宅用地では税額に大きな差がありますので、非住宅用地を住宅用地としたとき又は住宅用地を非住宅用地としたときは、申告が必要となる事由が生じた年の翌年の1月31日までに申告しなければならないことになっています。

③ 農地

- ・一般農地については、負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されています。

負担水準	負担調整率
0.9～	1.025
0.8～0.9	1.05
0.7～0.8	1.075
～0.7	1.10

- ・市街化区域農地は一般農地と評価の方法は異なり、課税については、原則として、評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額となりますが、税負担の調整措置については一般農地と同様とされます。

(II) 家 屋

家屋の評価額の算定は再建築価格方式によることとなっており、総務省から示された評価基準によって木造・非木造の別に、各戸の家屋の評価をすることになっています。

◆新築住宅及び新築中高層耐火住宅に係る固定資産税の減額

令和8年3月31日までの間に新築された住宅で、次の要件を備えているときは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年間（地上階数が3階以上の中高層耐火建築物については5年間）、税額が軽減されます。

※認定長期優良住宅については、軽減期間がそれぞれ2年間延長されます。

- | | | |
|---|---|-------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">a. 専用住宅…床面積が50㎡以上280㎡以下であるものb. 併用住宅…居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上で50㎡以上280㎡以下であるものc. 共同住宅等…独立的に区画された一つの部分の床面積が50㎡（貸家用は40㎡）以上280㎡以下であるものd. 二世帯住宅…一世帯の床面積が50㎡以上280㎡以下で独立的に区画されており、それぞれに玄関・台所・トイレ・風呂等があるもの | } | 120㎡以下の部分に係る税額の1/2を軽減する |
|---|---|-------------------------|

◆住宅のリフォームに係る固定資産税の減額

・住宅耐震改修

昭和57年1月1日以前に新築された住宅で、令和8年3月31日までの間に一定の耐震改修工事が行われたものについては、床面積が120㎡相当分まで翌年度分（要安全確認沿道建築物に該当する住宅は翌年度から2年度分）の固定資産税額が2分の1（改修した住宅が認定長期優良住宅の場合は、3分の2）減額されます。

・住宅のバリアフリー改修（改修後の床面積：50㎡以上280㎡以下が該当）

新築された日から10年以上を経過した住宅（併用住宅の場合は居住部分が全体の2分の1以上）で、令和8年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が行われたもの（賃貸住宅を除く）については、床面積が100㎡相当分まで翌年度分の固定資産税額が3分の1減額されます。

・住宅の省エネ改修（改修後の床面積：50㎡以上280㎡以下が該当）

平成26年4月1日以前から現存する住宅（併用住宅の場合は居住部分が全体の2分の1以上）で、令和8年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事が行われたもの（賃貸住宅を除く）については、床面積が120㎡相当分まで翌年度分の固定資産税額が3分の1（改修した住宅が認定長期優良住宅の場合は、3分の2）減額されます。

※軽減を受けるためには、改修後3か月以内の申告が必要です。また、他の軽減措置を受けている場合は対象にならないことがあります。詳細については資産税課へお問い合わせください。

(Ⅲ) 償却資産

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産のうち減価償却の対象となる資産（自動車税及び軽自動車税の対象となるもの等を除く。）をいい、その評価額は、取得価額を基礎として、毎年度減価償却の残額に相当する価格を算出して決定します。

◆償却資産の申告

土地や家屋は不動産登記法によって登記されているため、特に申告の必要はありませんが、償却資産は登記のような制度がありませんので、申告制度が設けられています。所有者は、毎年1月1日現在で所有している資産について、償却資産が所在する市町村に申告をしなければなりません。

◆償却資産の電子申告

佐野市では、地方税ポータルシステム eLTAX（エルタックス）を利用した電子申告を受付しています。インターネットを利用して、申告書等の提出が可能です。利用開始の手続は、エルタックスのホームページから行ってください。

(3) 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されるものです。

◆課税の対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋

◆納める者（納税義務者）

1月1日（賦課期日）現在、当該土地又は家屋を所有している者

◆納める額

税額 = 課税標準額 × 0.3%（税率）

◆課税標準額

土地・家屋の価格が原則として課税標準額となりますが、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

なお、課税の公平の観点から、固定資産税と同様の負担調整措置をとっています。

◆免税点

固定資産税において免税点未満のものには、都市計画税は課税されません。

◆納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

◇住宅用地に対する課税標準の特例

・小規模住宅用地

課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があります。

・一般住宅用地

課税標準額については、価格の3分の2の額とする特例措置があります。

※家屋について、固定資産税と異なり新築住宅及び新築中高層耐火建築に係る減額措置の適用はありません。

(4) 軽自動車税

令和元年10月1日より、自動車取得税（県税）が廃止され、新たに軽自動車税（環境性能割）が創設されました。

これに伴い、これまでの軽自動車税は、軽自動車税（種別割）に名称が変わり、軽自動車税は「種別割」と「環境性能割」の2つで構成されることになりました。当分の間、環境性能割の徴収方法はこれまでの自動車取得税と同様に自動車取得時に徴収されます。

◆納税義務者等について

ア. 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、賦課期日（4月1日）現在、佐野市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下、これら4つのものを「軽自動車等」といいます。）を所有している方が納税義務者となります。ただし、軽自動車等の売買があったときに、売主がその所有権を留保している場合は、買主が納税義務者となります（以下、軽自動車税（種別割）の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者を「軽自動車等の所有者等」といいます。）。

イ. 軽自動車税（環境性能割）

軽自動車税（環境性能割）は、新車、中古車問わず3輪以上の軽自動車を取得するときに、取得価格が50万円を超える車両に対して課税されます。

◆税率について

ア. 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、軽自動車等の種別ごとに定められた、1台あたりの税率に応じた税額が課税されます。ただし、3輪以上の軽自動車は、新規検査の年月（自動車検査証の「初度検査年月」により確認ができます。）及び車両の環境性能によって、適用される税率が決まります。軽自動車等の税率については、次のとおりです。

表1：軽自動車税（種別割）の税率（3輪以上の軽自動車を除く）

軽自動車等の区分		税率
原動機付自転車	第一種一般原付（50CC以下）	2,000円
	第一種特定原付（50CC以下）	2,000円
	第二種乙（90CC以下）	2,000円
	第二種甲（125CC以下）	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（フォーク・リフト等）	5,900円
軽自動車	2輪（250CC以下）	3,600円
小型自動車	2輪（250CC超）	6,000円

表2：令和6年度軽自動車税（種別割）の税率（3輪以上の軽自動車）

税率の区分	旧税率 （※）	新税率 （※）	軽課税率			重課税率 （※）
			概ね25%軽減	概ね50%軽減	概ね75%軽減	
3輪	3,100円	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	4,600円
4輪・乗用（営業用）	5,500円	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円	8,200円
4輪・乗用（自家用）	7,200円	10,800円	—	—	2,700円	12,900円
4輪・貨物（営業用）	3,000円	3,800円	—	—	1,000円	4,500円
4輪・貨物（自家用）	4,000円	5,000円	—	—	1,300円	6,000円

※ 旧税率 →平成23年4月から平成27年3月までに初度検査（初回車両番号指定）を受けた車両に適用

新税率 →平成27年4月以降に初度検査を受けた車両から適用

重課税率→平成23年3月以前に初度検査を受けた車両が適用

【グリーン化特例（軽課）】

令和4年4月1日から令和8年3月31日までに初度検査を受けた3輪以上の軽自動車で、次に該当する場合、取得した年度の翌年度のみ軽課税率が適用となります。

一定の環境性能を有する対象車		内容
乗 用 車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車・燃料電池軽自動車（営業用を除く） ※1	概ね75%軽減
	令和12年度燃費基準90%達成のもの（営業用に限る） ※2	概ね50%軽減
	令和12年度燃費基準70%達成のもの（営業用に限る） ※2	概ね25%軽減
貨 物 車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車 ※1	概ね75%軽減

※1 天然ガス軽自動車に適用する排ガス要件については、平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス10%低減に限る

※2 ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車（ハイブリッド軽自動車を含む）で、平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）のものに限る

【グリーン化特例（重課）】

最初の新規検査から13年を経過した4輪以上及び3輪の軽自動車は、グリーン化を進める観点から、13年を経過した翌年度から重課税率が適用されます。

※重課対象外の車両

- ・動力源または内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の車両
- ・被けん引車

イ. 軽自動車税（環境性能割）

3輪以上の軽自動車で通常の取得価額が50万円を超える車両（新車・中古車を問いません）の環境性能に応じて、取得価額の0.5～2%の税率で課税されます。

表3：軽自動車税（環境性能割）の税率

乗 用 車

区 分	自家用	営業用
電気軽自動車 燃料電池軽自動車 天然ガス軽自動車 （平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス10%低減） 令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1.0%	0.5%
令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2.0%	1.0%
上記以外の車	2.0%	2.0%

貨 物 車

区 分	自家用	営業用
電気軽自動車 燃料電池軽自動車 天然ガス軽自動車 （平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス10%低減） 令和4年度燃費基準+5%達成のもの	非課税	非課税
令和4年度燃費基準達成のもの	1.0%	0.5%
令和4年度燃費基準95%達成のもの	2.0%	1.0%
上記以外の車	2.0%	2.0%

注 上記に加え、ガソリン車、石油ガス車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）のものに限る

◆申告書の提出について

軽自動車等の所有者等となった場合、申告事項に変更があった場合又は軽自動車等の所有者等でなくなった場合は、軽自動車等の種別に応じた場所で申告をしてください。

ア. 原動機付自転車及び小型特殊自動車に関する申告受付場所

- ・ 市民税課税政係（佐野市役所 2 階）
Tel 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 0 7
- ・ 田沼行政センター（旧田沼庁舎新館 1 階）
- ・ 葛生行政センター（旧葛生庁舎跡地）
- ・ 赤見支所、野上支所、新合支所及び飛駒支所

表 4：申告の際に必要なもの

必ず必要なもの	本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等) 代理人が届出をする場合は、納税義務者本人の委任状と代理人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等) <u>また、届出の理由により下記の書類をご用意ください。</u>
新規登録、譲受等	販売・譲渡証明書
名義変更、住所変更等	標識交付証明書
廃車、譲渡等	標識、標識交付証明書
佐野市に転入したとき	廃車申告受付書(前市町村のもの)
佐野市から転出するとき	標識、標識交付証明書
さのまるナンバープレートへの交換を希望する場合	標識、標識交付証明書

イ. 3 輪以上の軽自動車に関する申告受付場所

- ・ 軽自動車税申告書の受付窓口
（社）軽自動車協会連合会 栃木事務所 佐野支所
- ・ 自動車検査証の取扱機関
軽自動車検査協会 栃木事務所 佐野支所
Tel 0 5 0 - 3 8 1 6 - 3 1 0 8

ウ. 2 輪の軽自動車及び 2 輪の小型自動車に関する申告受付場所

- ・ 軽自動車税申告書の受付窓口
（社）軽自動車協会連合会 栃木事務所 佐野支所
- ・ 軽自動車届出済証及び自動車検査証の取扱機関
関東運輸局栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所
Tel 0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 2 0（登録音声案内）

◆納付について

毎年、5 月 1 1 日頃に軽自動車税（種別割）の納税通知書を送付します。納税通知書に記載されている納期限（5 月末日）までに納付をお願いします。

◆納税証明書（継続検査用）について

令和5年1月から軽JNK S（軽自動車税納付確認システム）が始まりました。
軽JNK Sにより継続検査の際に納税証明書の提示が**原則不要**になりました。

【納税証明書の提示が必要な場合】

- ・ 所有している車両が2輪の小型自動車である場合
- ・ 納付したばかりのため、軽JNK Sに納付情報が登録されていない場合
- ・ 中古車の購入直後の場合
- ・ 他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ・ 対象車両に過去の未納がある場合

※軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNK Sに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。

※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。

上記の場合、継続検査において自動車検査証の返付を受けようとするときには、納税証明書（継続検査用）の提示が必要です。自動車検査証と一緒に大切に保管してください。

◆軽自動車税（種別割）の減免について

次の1から5までに該当する場合、障がいの部位・等級等により、軽自動車税（種別割）が減免になる場合があります。詳しくは市民税課税政係（0283-20-3007）へお問合せください。

1. 身体障がい者本人が所有し、本人が運転する車両
2. 身体障がい者等（身体障がい者又は精神障がい者）が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障がい者等の為に当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者を常時介護する者が運転するもの
3. 身体障がい者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者が運転するもの
4. 身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等を常時介護する者が運転するもの
5. その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等

◆軽自動車税（環境性能割）の減免について

軽自動車税（環境性能割）についても身体が不自由であったり、心身の発達や精神に障がいのある方のために使用される自動車について、一定の要件のもとに減免される場合があります。詳しくは自動車税事務所又は最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

(5) 市たばこ税

- ・納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者
- ・課税標準 本市内で売渡し等をした製造たばこの本数
(パイプたばこや加熱式たばこ等については一定の重量等により本数に換算します)
- ・税率 1,000本につき6,552円
- ・申告及び納税 毎月の税額及び本数等を記載した申告書を翌月末日までに市に提出するとともに、その申告した税額を納付することになっています。
なお、令和5年10月16日から、eLTAXを通じた電子申告が始まりました。

(6) 鉱産税

- ・納税義務者 本市内で鉱物の掘採の事業を行う鉱業者
- ・課税標準 鉱物の価格
- ・税率 鉱物の価格の1%
(ただし、1か月の鉱物の価格の合計額が200万円以下のときは0.7%)
- ・申告及び納税 毎月の課税標準額、税額等を記載した申告書を翌月の15日から末日までに市に提出するとともに、その申告した税額を納付することになっています。

(7) 入湯税

- ・納税義務者 本市内の温(鉱)泉浴場の入湯客
ただし、共同浴場、一般公衆浴場や市又は社会福祉法人が設置する施設に入湯する人等や12歳未満の人には課税されません。
- ・税率(税額) 1人1日につき150円(ただし、日帰りのときは50円)
- ・申告及び納税 浴場の経営者が入湯客から入湯税を徴収し、毎月の課税標準額、税額等を記載した申告書を翌月の15日までに市に提出するとともに、その申告した税額を納入することになっています。

(8) 国民健康保険税

◆国民健康保険とは

日頃、健康であっても、いつ病気にかかったり、けがをするかわかりません。そのような時、医療費や薬代等を一部の自己負担で済むようにみんなでお金を出し合って、支えあう制度が国民健康保険です。

国民健康保険は佐野市が運営しておりましたが、平成 30 年度から、栃木県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担う、国民健康保険制度（広域化）となりました。市町は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担います。

国民健康保険に要する費用は、国などの補助金と各市町の納付金で賄われます。そして、納付金の費用に充てるために、国民健康保険に加入しているすべての世帯に負担していただくのが国民健康保険税です。

令和 6 年度の国民健康保険税につきましては、基礎課税分の税率を引き下げるとともに、課税限度額を 102 万円から 104 万円に引き上げました。また、低所得者に対する税の負担を軽減するために軽減措置を拡充しました。

加えて、令和 6 年 1 月より、佐野市の国民健康保険に加入している被保険者が出産される際、出産前後の一定期間の国民健康保険税が減額される制度が創設されました。

今後も、収納率の向上や医療費の適正化など、国保財政の健全化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆国民健康保険に加入する人

他の健康保険に加入している方や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外は、全ての方が国民健康保険の加入者（被保険者）となります。国民健康保険の場合はそれぞれ個人で市役所の窓口で加入・脱退の手続を行わなければなりません。

◆納税義務者

世帯主が納税義務者となります。世帯主が職場などの健康保険や後期高齢者医療制度に加入している場合でも、世帯員のどなたかが国保に加入していると「みなし（擬制）世帯主」として、世帯主に対して課税されます。ただし、税額は実際の加入者分だけで計算されます。

◆こんなときは届け出が必要です。

令和6年4月1日現在

手続が必要なとき (届け出に必要なもの)		手続するところ	
		佐野市役所	各行政センター または各支所
国保に 加入するとき	他の健康保険をやめたとき (健康保険の離脱証明書等)	医療保険課 国保係	
	転入してきたとき (転出証明書)	市民課 届出証明係	
	子どもが生まれたとき (出生届、母子健康手帳)	市民課 届出証明係	
国保を やめるとき	他の健康保険に入ったとき (国民健康保険証※、他の健康保険証※)	医療保険課 国保係	
	佐野市から転出するとき (国民健康保険証※)	市民課 届出証明係	
	お亡くなりになったとき (死亡届、国民健康保険証※)	市民課 届出証明係	
その他	住所、氏名などが変わったとき (国民健康保険証※)	市民課 届出証明係	
	修学のため子どもが他の市町村に 住むとき(在学証明書)	医療保険課 国保係	
	保険証を紛失、破損したとき	医療保険課 国保係	

※ 令和6年12月2日以降に加入した人は、保険証の代わりに資格情報のお知らせまたは資格確認書が必要となります。

手続にはマイナンバーの記入が必要です。

また、それぞれ申請するとき必要なものに加えて、来庁する方の本人確認書類(運転免許証、パスポート等、官公庁発行の顔写真入りの証明書等)と、世帯主及び届出対象者全員のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード)をご持参ください。

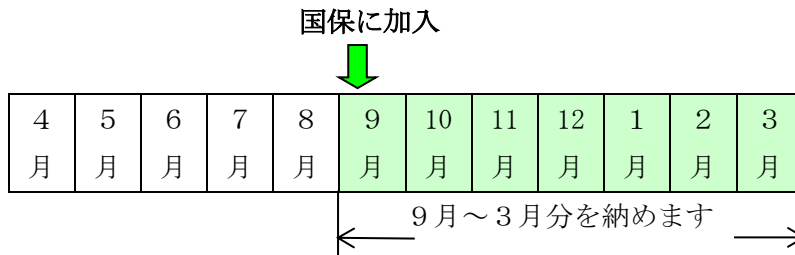
国民健康保険の加入日は手続をした日ではなく、他の健康保険をやめたり、佐野市に転入した日などになります。手続が遅れた場合でも、その日までさかのぼって加入し、加入月からの保険税を納めていただくこととなります。健康保険に空白期間はありません。

◆税額の決まり方

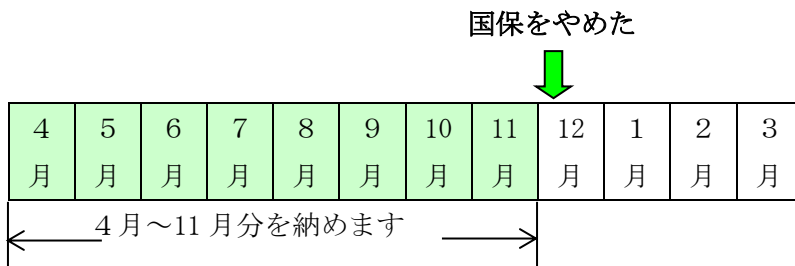
国民健康保険税は1年度（4月～翌年3月の12か月分）ごとに計算され、国民健康保険に加入した月（他の健康保険をやめた、佐野市へ転入した等の月）の分から納めていただきます。また、年度の途中で佐野市の国民健康保険をやめた場合（佐野市から転出した、他の健康保険に加入した等）は、月割りで計算し直します。

ア. 月割計算の考え方

- ・年度の途中で国民健康保険に加入したとき（例えば、9月に加入した場合）



- ・年度の途中で国民健康保険をやめた場合（例えば、12月にやめた場合）

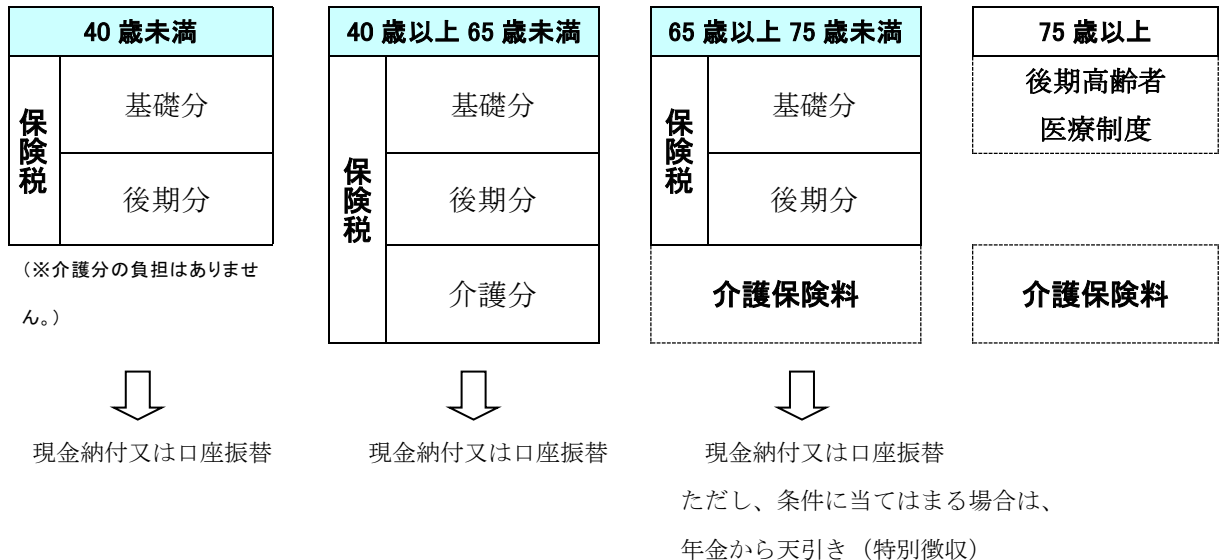


イ. 令和6年度国民健康保険税の税率

区分	内 容	税率・税額		
		基礎分 (加入者全員)	後期分 (加入者全員)	介護分 (40歳～64歳の方)
①	令和5年中の総所得金額等から43万円※を引いた額に右の税率をかけます。	5.6%	2.4%	2.1%
②	加入者数に応じて計算します。 (右の額は1人当たり1年間の額です。)	19,800円	8,400円	10,800円
③	加入世帯を単位として計算します。 (右の額は1世帯当たり1年間の額です。)	13,800円	7,200円	6,000円
課税限度額	1世帯につき、基礎分・後期分・介護分それぞれ1年間に課税される限度額です。	65万円	22万円	17万円

※ 保険税の基礎控除です。基礎控除額は合計所得金額により逡減・消失します。保険税における控除は基礎控除のみです。なお、市県民税においては社会保険料控除や障害者控除などの所得控除があります。所得控除の詳細は10～13ページをご覧ください。

国民健康保険税の金額は、国民健康保険の費用に充てる額「基礎分」、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険を国民健康保険又は職場の健康保険に加入している74歳以下の方が支援する額「後期分」、40歳から64歳までの方が介護保険料として負担する額「介護分」の3つから構成されます。



◆納付の方法

納税通知書によりお知らせする税額を、同封する納付書を使って納付場所で現金等で納めていただきます（現金納付）。事前に口座振替を申込されている方は口座からの振替による納付となります（口座振替）。

また、以下の条件に全て当てはまる場合は、世帯主の年金からの天引き（特別徴収）の対象者となり、特別徴収として通知された税額は年金の支払時に天引きされます。

- ① 国民健康保険に加入している世帯主の年金が年額18万円以上である（年金の種類には関係ありません）。
- ② 世帯主も含めて、世帯内の国民健康保険加入者全員の年齢が、65歳以上75歳未満である（ただし、世帯主が75歳になる年度は、普通徴収（現金納付又は口座振替）になります）。
- ③ 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない。

※上記に該当する方でも、口座振替により保険税を確実に納められる方は、申請により納付方法を年金からの天引きから口座振替に変更することもできます

※所得税及び住民税の社会保険料控除について、特別徴収の場合は年金から天引きされた方が、口座振替で納付した場合は、実際に保険税を支払った方が控除を受けることができます

◆令和6年度の納める時期

ア. 現金納付又は口座振替

国民健康保険税は年度ごとに計算し、下記の表のとおり令和6年度は、年8回の納期に分けてお支払いいただきます。それぞれの納期限は次のとおりです。

1期	2期	3期	4期
7月31日(水)	9月2日(月)	9月30日(月)	10月31日(木)
5期	6期	7期	8期
12月2日(月)	1月6日(月)	1月31日(金)	2月28日(金)

イ. 特別徴収(年金からの天引き)

① 昨年度も年金から天引きされていた場合

2月に年金から差し引かれた保険税を基に計算した金額が4、6、8月に世帯主が受給する年金から差し引かれます(仮徴収といいます)。

7月中旬に保険税が正式に決定されたあと、仮徴収分を精算した残金が10、12、2月の年金から差し引かれます。

※今年度、特別徴収の条件に当てはまらないとき、仮徴収は年金から差し引かれますが、第3期から普通徴収となります

② 新しく条件に合致した場合

今まで納付書や口座振替で保険税を納められていた方も、4月又は10月より、世帯主が受給される年金から差し引かれます。天引きが開始されるに当たっては、事前に通知書が発送されます。

◆正しい申告と国民健康保険税の軽減措置

ア. 国民健康保険の加入者全員と世帯主(擬制世帯主含む)と特定同一世帯所属者※の所得の合計が一定以下の場合、保険税のうち、加入者1人当たりにかかる均等割額と、1世帯当たりにかかる平等割額が減額されます。適用となるためには、世帯主と加入者全員と特定同一世帯所属者の所得の申告が必要ですので、収入がない方も所得がないという申告をしてください。また、収入が遺族年金や障害年金などの非課税所得のみの方については、それらの金額の申告は不要ですが、課税所得がないという申告が必要となります。

※ 後期高齢者医療制度に加入したことにより、国保の被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者

軽減基準額

7割軽減基準額	43万円+10万円×(給与所得者等の数※-1)
5割軽減基準額	43万円+29万5千円×(被保険者及び特定同一世帯所属者数) +10万円×(給与所得者等の数※-1)
2割軽減基準額	43万円+54万5千円×(被保険者及び特定同一世帯所属者数) +10万円×(給与所得者等の数※-1)

※一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(65歳未満は60万円超、65歳以上は110万円超)を受ける者

イ. 火災、天災その他これらに類する災害又は盗難等により納税義務者及びその世帯に属する被保険者の住宅や家財などに損害を受けたときは、減額又は免除になる場合があります。減免申請は年度ごとに必要になります。なお、原則納期限が到来しておらず納付されていない額についてのみ申請できますので、ご注意ください。

ウ. 倒産・解雇・雇い止めなどによる非自発的な理由で離職し、次の条件に当てはまる方に、税の軽減措置があります。

【対象者】

離職日に65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者である方※です。なお、対象期間中に65歳になった場合でも引き続き適用されます。

※ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の離職理由のコード番号が、11・12・21・22・31・32又は23・33・34である方

【対象期間】

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、最長で2年間となります(地方税法の定めにより、軽減できない場合があります。)

【軽減の内容】

離職者の前年の給与所得について100分の30として所得割額を計算します。

また、所得を100分の30とすると38ページ「正しい申告と国民健康保険税の軽減措置」ア.の軽減に該当する場合、その額に応じ定額分の均等割額・平等割額も軽減されます。

【申請について】

この制度の適用を受けるには、該当者であることの申請が必要です。上記記載の雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知、保険証、マイナンバーが確認できる書類、本人確認書類を持参の上、医療保険課又は各行政センターにお届けください。

エ. 後期高齢者医療制度切替に伴う特例の軽減措置があります。

オ. 障がい者施設等の適用除外施設に入所している方は、申請により介護保険分の支払いがなくなります。

カ. 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者）を対象に、均等割額について2分の1を軽減します。

キ. 佐野市の国民健康保険に加入している被保険者が出産される際、出産前後の一定期間の国民健康保険税（所得割額および均等割額）が減額されます。

【対象者】

国民健康保険の被保険者のうち、妊娠85日以降に出産予定または出産した方

【対象期間】

単胎妊娠…出産（予定）日が属する月の前月から4ヵ月間

多胎妊娠…出産（予定）日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間

【軽減の内容】

出産する方の所得割額と均等割額

※年税額から減額されるため、減額となる期間の納期分が0円になるとは限りません

【申請について】

この制度の適用を受けるには、該当者であることの届出が必要です。出産予定日の6ヵ月前から届け出できます。出産（予定）日のわかるもの（母子健康手帳など）、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）を持参の上、市民税課にお届けください。

◆国民健康保険税の滞納について

国民健康保険税を特別な事情なく滞納すると「国民健康保険短期被保険者証※1」や「国民健康保険被保険者資格証明書※2」が交付されます。この場合、高額療養費の限度額適用認定証が交付されず、医療機関での支払いが高額になることがあります。

また、「国民健康保険被保険者資格者証明書」の交付を受けた場合、医療機関等で診療等を受けるときに、この証明書を提示して医療費の全額を自費で負担することになります（後日、医療保険課にて「特別療養費」の手続をすれば多くの場合に自己負担額を除いた医療費が戻りますので税金の納付にご協力ください。）。

※1 国民健康保険短期被保険者証 ……有効期間の短い保険証のことです

※2 国民健康保険被保険者資格証明書 ……医療費がいったん全額自己負担となる、保険証の代わりとなる証明書ののことです

※1、※2：令和6年12月2日より新規発行停止

< 還付金詐欺に注意してください！！ >

◆医療保険課からのお知らせ

ア. マイナ保険証を利用しましょう

国民健康保険証は、令和6年12月2日に、マイナンバーカードと一体化されることとなります(マイナ保険証)。

それにともない、令和6年12月2日以降は、国民健康保険証の新規交付・再発行を行うことはできませんのでご注意ください。なお、令和6年12月1日までに発行された保険証は、令和6年12月2日以降でも、内容に変更がなければ有効期限までお使いいただけます。

※マイナンバーカードを保険証として利用する場合は、事前に保険証利用登録が必要です。



イ. 特定健康診査

40歳～74歳の国民健康保険加入者に対し、生活習慣病の兆候を発見する検査（特定健診）を無料で実施しています。

生活習慣病は自覚症状がなく、気付かないうちに病気が進行します。

早期発見・早期治療のために、1年に1回「特定健診」を受診しましょう。



ウ. 国保人間ドック

生活習慣病の早期発見・予防のために、人間ドックを受けましょう。

佐野市の国民健康保険に加入している30歳以上の方は、指定した医療機関の人間ドック費用の一部助成を受けることができます。



エ. 国保歯科検診

虫歯や歯周病は、糖尿病や心臓疾患などの病気と関連していることが分かってきました。早期に治療することで健康の維持・増進、病気の予防にもつながります。「国保歯科検診」を利用して、歯の健康チェックをしませんか？



オ. ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許期間が過ぎた新薬（先発医薬品）と同じ有効成分を含み、同等の効能・効果を持つ安価な医薬品のことです。

利用するときは、医師や薬剤師によく説明してもらいましょう。

カ. 年収の壁・支援強化パッケージ

パート・アルバイトで働く方が、社会保険の加入義務の収入範囲や、配偶者の扶養から外れないように「年収の壁」を意識しないで勤務できるように後押しする制度です。



6. 納税について

「納税」は国民の三大義務の一つです。市税は定められた期日までに納めていただくことになっていきますので、各税目の納期限をご確認のうえ、次の納付場所で期限内に納めてください。

納付場所

足利銀行 群馬銀行 東和銀行 栃木銀行 栃木信用金庫 佐野信用金庫
中央労働金庫 佐野農業協同組合 ゆうちょ銀行、郵便局 コンビニエンスストア*
スマートフォンアプリ*「PayPay(「PayPay マネー」のみ)、「LINEPay」、

「auPAY」、「PayB」、「d払い」

(*注) 給与特別徴収、法人市民税はコンビニエンスストア・スマートフォンアプリでは納付できません

※ eL-QR が印字されている納付書は、全国の eL-QR 対応金融機関、eL-QR 対応アプリ、または地方税お支払いサイトで納めることができます

地方税お支払いサイトからの納付や eL-QR 読取りによる納付については、同サイトをご覧ください。

【地方税お支払いサイト URL】

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



◆納期限を過ぎても納付しないでいると…

《督促状》 納期限後 20 日以内に督促状が発付され、督促状 1 通につき 100 円の督促手数料が加算されます。

《延滞金》 納めるべき税額について、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の割合を乗じて計算した延滞金が加算されます。

期 間	納期限の翌日から1か月を 経過する日までの期間	納期限の翌日から1か月を 経過する日以降の期間	特例基準割合
R3年1月1日～R3年12月31日	2.5 %	8.8 %	1.5 %
R4年1月1日～R6年12月31日	2.4 %	8.7 %	1.4 %

このように、納期限を過ぎてから納付することになると、本来納めるべき税額の他に《督促手数料》や《延滞金》を納付していただくこととなります。納期限内の自主納付をお願いします。

徴 税 費

徴税費とは、市が収入、資産などの調査や税額の計算、納税通知、納税の催促などに使う費用をいいます。

令和 5 年度では、市税 10,000 円に対して 149 円かかっています。

最少の経費で最大の効果を上げるよう努力をしていますが、正しい申告をされない人や、市税を滞納する人の整理費用も相当含まれています。

ぜひ 申告期限や納期限を守って 経費節減にご協力ください。

7. 口座振替による納税について

納税は口座振替がお勧めです

市税の口座振替は、ご指定の口座から納期限の日に自動的に引き落として納税できる便利な制度です。一度手続きをすれば原則としてその後も継続され、納税の記録を通帳に残すことができるので納税の管理もしやすいです。

忙しくてなかなか納めに行く時間がない、うっかり納期限を忘れて納付が遅れてしまった、納めたかどうか分からなくて二重納付してしまった …このような手間や不安を口座振替なら解消できます！安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替ができる市税

※ 給与特別徴収、年金特別徴収は口座振替できません

❁ 市・県民税、森林環境税 ❁ 固定資産税・都市計画税 ❁ 軽自動車税(種別割) ❁ 国民健康保険税

申込方法

① 金融機関等の窓口でお申込みの場合

- ・ 佐野市内の金融機関等の窓口にて備え付けてある「佐野市口座総合振替依頼書」に必要事項を記入、届出印を押印のうえ、金融機関等の窓口へお申込みください。
- ・ 現金用の納税通知書に同封の「口座振替依頼書」でも、同様にお申込み可能です。
※こちらは、ゆうちょ銀行・郵便局では使用できません。

お手続きの際は、以下の3点をご用意ください。

納税通知書

預金通帳

預金通帳の届出印

対象となる金融機関

足利銀行 群馬銀行 東和銀行 栃木銀行 栃木信用金庫
佐野信用金庫 中央労働金庫 佐野農業協同組合 ゆうちょ銀行、郵便局
みずほ銀行(口座振替のみ取扱い) 三井住友銀行(口座振替のみ取扱い)

② 市役所の窓口でお申込みの場合

- ・ 振替を希望する口座の「キャッシュカード」を持参いただき、受付端末に暗証番号をご入力いただくだけで、簡単に手続きできます。通帳や印鑑は必要ありません。

お手続きの際は、以下の2点をご用意ください。

納税通知書

キャッシュカード

みなさまのお申込み
お待ちしております☆



対象となる金融機関

足利銀行 群馬銀行 東和銀行 栃木銀行 栃木信用金庫
佐野信用金庫 中央労働金庫 佐野農業協同組合 ゆうちょ銀行、郵便局

③ 郵送でお申込みの場合

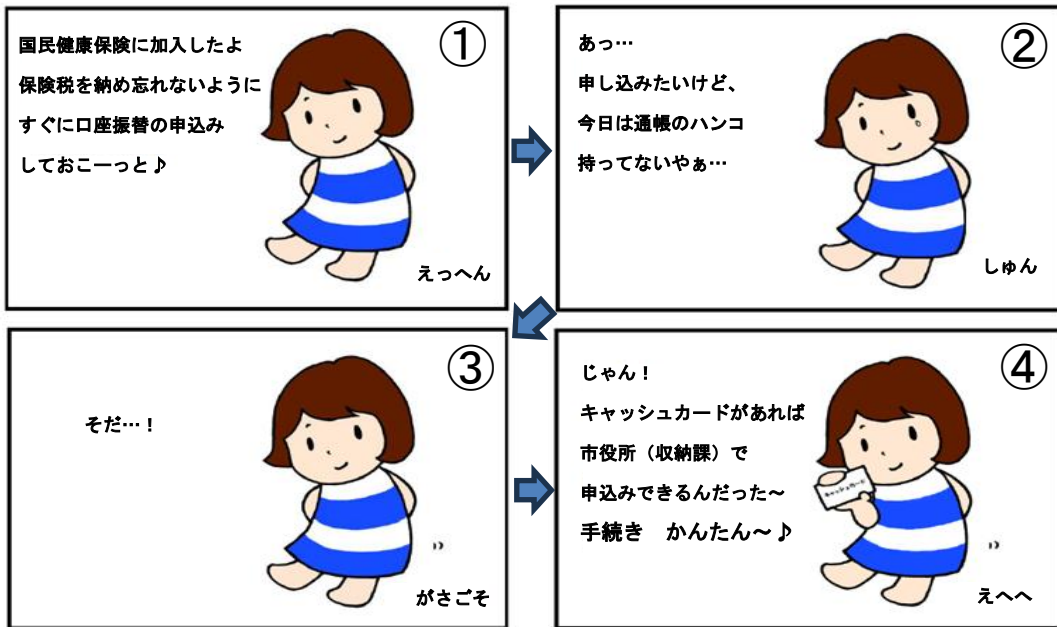
- ・「市税等の納期ごよみ」に依頼書および返信用封筒様式があります。必要事項を記入、届出印を押印のうえ、返信用封筒を作成し切手を貼らずに投函してください。
- ・佐野市のホームページから「ダウンロード専用(郵送専用)」の依頼書をダウンロードしていただき、必要事項を記入、届出印を押印のうえ、切手を貼って投函してください。

注意事項

- ・納税通知書1件ごとに、1件の依頼書が必要となります。
特に、固定資産税・都市計画税において『～外』や『～外〇名』の共有名義のものは、それぞれ依頼書への記入が必要となりますのでご注意ください。
- ・振替開始は、お申込みをした月の翌月末の納期からです。
- ・「納期限＝振替日」です。**振替日の前日までに、口座残高の確認をお願いします。**
各税目の納期限は、裏表紙の『市税納期限(口座振替日)一覧表』をご覧ください。

〇〇 外

〇〇 外〇名

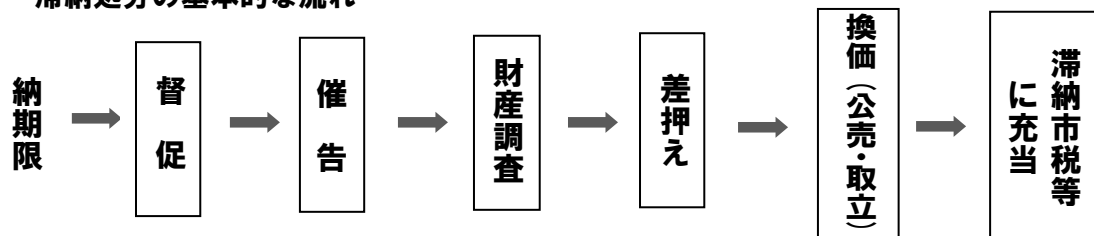


8. 滞納処分について

定められた納期限までに税金を納めないことを「滞納」といいます。滞納することは、市民サービスの低下を招くとともに、納期内納付をしている多くの市民のみなさまとの公平性が保てないこととなります。

滞納になると、督促や催告により納付を促しますが、自主的に納付していただけない場合は、法令に基づいて、滞納している人の意思に関わりなく、その人の財産(給与、預貯金、自動車、不動産等)を差し押さえる場合があります。

～ 滞納処分の基本的な流れ ～



9. 市税等の不服申立てについて

- ◆ 市税の課税や滞納処分について不服があるときは、法律に定められた期間内に、佐野市長に対して書面により審査請求をすることができます。この審査請求に対する決定になお不服がある場合には、市を被告として（被告の代表者：市長）処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ◆ 固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、佐野市固定資産評価審査委員会に対して書面により審査の申出をすることができます。審査申出期間は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書を受け取った日以後3か月を経過する日までです。審査委員会の決定に不服のある場合には、市を被告として（代表者：固定資産評価審査委員会）、その取消しの訴えを提起することができます。

10. 市税の減免、猶予

次のような場合は、その状況に応じて、市税が減免や猶予されることがありますので、詳しくは、各担当係にご相談ください。

・ 災害を受けた場合	市・固・軽・保
・ 生活扶助を受けた場合	市・固・軽・保
・ 会社へ勤めていて、その会社の倒産等により失職し、 所得が著しく減少した場合	市・保
・ 軽自動車等を障がい者が使用又は障がい者のために使用する場合	軽
・ 「収入が大幅に減少」し、「納付することが困難」な場合には、 猶予制度に該当する場合があります	市・固・軽・保
※ 市	市・県民税
固	固定資産税・都市計画税
軽	軽自動車税（種別割）
保	国民健康保険税

1 1. 証明書等

◎ 窓口に来る人は、必ず写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど）をお持ちください。（一部(※)を除きます。）

申請・交付窓口は、市民税課（Tel20 - 3008）・資産税課（Tel20 - 3009）・田沼行政センター（Tel61 - 1120）・葛生行政センター（Tel86 - 4713）・各支所となります。

証明書等		手数料	担当課
1. 公図・地番図の写し(※)	A 1 1枚につき	250円	資産税課
	A 3 〃	200円	
2. 所在証明(※)	1件 ・車両登録用以外の場合、委任状及び本人確認書類が必要となります。	200円	市民税課
3. 住宅用家屋証明(※)	1件	1,300円	資産税課
4. 名寄帳の写し（1枚につき）		200円	
5. 土地評価証明、家屋評価証明 各1枚 （2枚目以降、1枚増すごとに100円加算）		200円	
6. 土地公課証明、家屋公課証明 各1枚 （2枚目以降、1枚増すごとに100円加算）		200円	
7. 土地所有証明、家屋所有証明 各1枚 （2枚目以降、1枚増すごとに100円加算）		200円	
8. 土地台帳記載事項証明、家屋台帳記載事項証明（借地人、借家人の場合契約書の提示が必要です） 各1枚 （2枚目以降、1枚増すごとに100円加算）		200円	
9. 所得課税証明、非課税証明	1件 ・マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニ等で最新年度の所得課税証明を取得できます。	200円	市民税課
10. 納税証明	1件	200円	
11. 軽自動車税（種別割）車検用納税証明(※)	・車検証をご持参ください。車検証がないと本人確認書類が必要となる場合があります。	無料	
12. 所得申告参考資料(国民健康保険税)		無料	

・申請者が代理人の場合には、同意書、又は委任状（本人が署名押印したもの）を添付してください。同居の親族の方が申請する場合でも、本人自署の委任状が必要になります。

・亡くなっている方の証明を取得する場合は、相続人であることを証明する戸籍謄本等が必要です。

・法人の証明書を取得する場合は、一部(※)を除き必ず会社の代表者印が必要です。

・「1. 公図・地番図の写し（A1版）」及び「3. 住宅用家屋証明」は、行政センター・支所では交付できません。

コンビニ交付のご案内

マイナンバーカードをお持ちの方は、最新年度の所得課税証明書を、コンビニやスーパーで土日・祝日や夜間でも取得することができます。

《店舗一覧及び利用時間》

利用できる店舗	ご利用可能時間
セブンイレブン	毎日午前 6 時 30 分から午後 11 時まで ご利用いただけます
ローソン	
ファミリーマート	
ミニストップ	
イオンリテール	午前 6 時 30 分から午後 11 時までのうち 営業時間内に限ります
カスミ	

全国の店舗でご利用いただけますが、マルチコピー機を設置している店舗に限ります。

マルチコピー機の設置の有無については、各店舗へ直接お問い合わせください。

(注意)メンテナンスなどにより利用できない場合もあります

◎利用に当たり条件がありますので、詳しくは佐野市ホームページをご覧ください

・パソコンからは、「佐野市 コンビニ交付」で検索

・スマホからは、こちらを読み込んでください



12. 税務担当課窓口案内（令和6年4月1日現在）

市役所2階

市役所（代表）TEL 24-5111

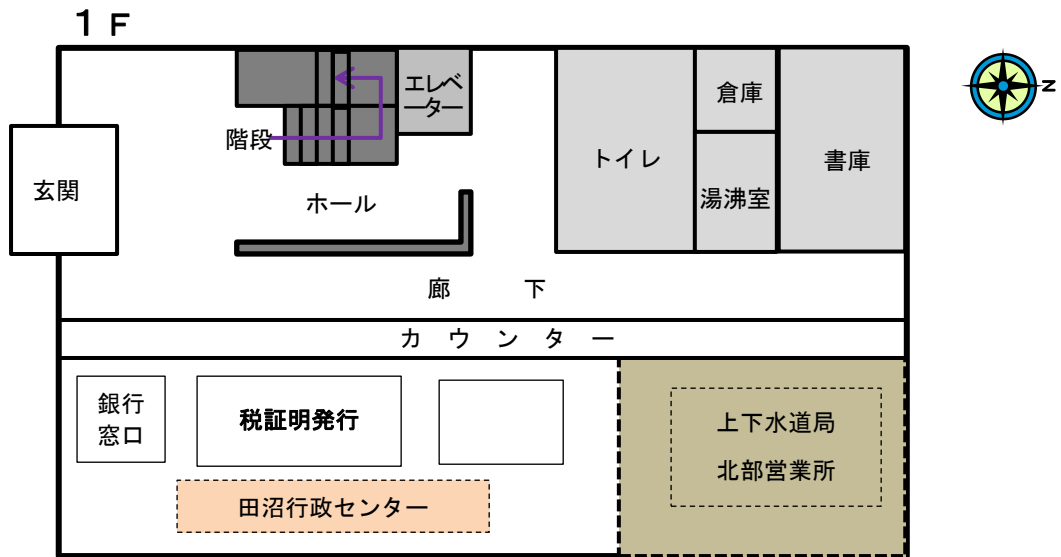
担当	事務の内容	窓口番号	直通電話番号
市民税課 市民税係	・ 個人市・県民税の申告、課税等に関すること ・ 法人市民税の申告、課税等に関すること	19番	20-3008
	・ 所得課税証明 非課税証明 納税証明等の 交付及び手数料の徴収に関すること	20番	
市民税課 税政係	・ 国民健康保険税の課税等に関すること ・ 軽自動車税の課税、原動機付自転車・小型特殊自 動車の標識交付、廃車申告に関すること ・ 市たばこ税・鉱産税に関すること	18番	20-3007
資産税課	・ 固定資産税・都市計画税の課税等に関すること ・ 固定資産税関係証明書等の交付及び手数料の徴収 に関すること	16番	20-3009
		17番	
収 納 課	・ 市税の徴収及び滞納処分に関すること ・ 過誤納金の還付及び還付加算金に関すること ・ 納税相談及び口座振替に関すること	21番	20-3010



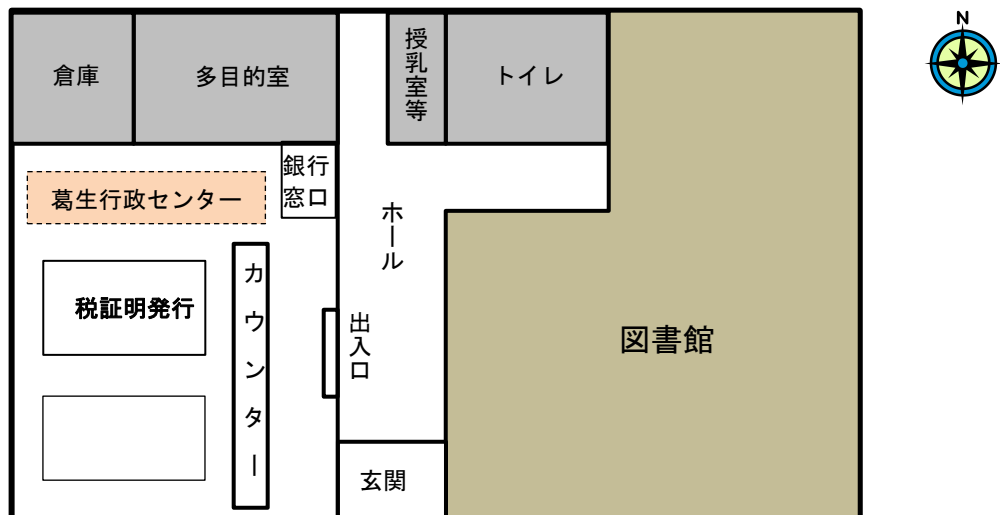
各行政センター・各支所 税証明発行窓口（令和6年4月1日現在）

担 当	所 在 地	電 話 番 号
田沼行政センター	佐野市田沼町 974-3	6 1 - 1 1 2 0
葛生行政センター	佐野市葛生東 1-11-8	8 6 - 4 7 1 3
赤見支所	佐野市赤見町 3082	2 5 - 0 5 1 1
野上支所	佐野市白岩町 486-1	6 7 - 1 2 3 3
新合支所	佐野市閑馬町 361-1	6 5 - 0 0 0 2
飛駒支所	佐野市飛駒町 1576-2	6 6 - 2 0 0 2

田 沼 行 政 セ ン タ ー



葛 生 行 政 セ ン タ ー



1 3. eLTAX での申告・届出について



地方税に関する手続（申告・申請・納税など）をインターネットを利用して電子的に行うサービスです。エルタックスをご利用いただくことにより、自宅やオフィスからも申告等の手続が可能となります。



eLTAX（エルタックス）で利用できる手続

佐野市では、eLTAXにより、次の手続が利用可能です。

税目	電子申告・届出等の種類	電子納税
個人住民税	給与支払報告書及び総括表	特別徴収に係る納付
	特別徴収に係る給与所得者異動届出書	
	特別徴収への切替申請書	
	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
	退職所得に係る納入申告書及び特別徴収票	
	公的年金等支払報告書	
法人市民税	確定申告書	各申告に係る納付
	修正申告書	
	中間申告書	
	予定申告書	
	法人（設立・開設・異動）届出書	
市たばこ税	通常申告	
	修正申告	
	還付請求申告	
固定資産税 （償却資産）	全資産申告書	
	増加資産・減少資産申告書	
	修正申告書	

※その他の税目においても更正の請求等の共通的な手続きが eLTAX により順次電子化される予定です。今後、更に利用可能手続きを追加予定です。

詳しい内容や手続きについては、eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

< eLTAX に関する電話でのお問い合わせ >

eLTAX ヘルプデスク

・受付時間 午前9時から午後5時（土曜日・日曜日・祝日・年末年始12/29～1/3を除く）

・電話番号 0570-081459

（上記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019）

市税のしおり

令和6年(2024年)9月

発行 佐野市

編集 総合政策部 市民税課 資産税課 収納課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

T E L (市民税課) 0283-20-3007

(資産税課) 0283-20-3009

(収納課) 0283-20-3010

F A X 0283-21-2223

E-mail (市民税課) siminzei@city.sano.lg.jp

(資産税課) sisanzei@city.sano.lg.jp

(収納課) syuunou@city.sano.lg.jp

U R L <http://www.city.sano.lg.jp>

令和6年度 市税納期限(口座振替日)一覧表

納期月 税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 都市計画税	1期			2期		3期			4期			
軽自動車税 (種別割)		全期										
市・県民税 森林環境税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
納期限 (口座振替日)	4月 30日 (火)	5月 31日 (金)	7月 1日 (月)	7月 31日 (水)	9月 2日 (月)	9月 30日 (月)	10月 31日 (木)	12月 2日 (月)	1月 6日 (月)	1月 31日 (金)	2月 28日 (金)	

《お願い》振替日の前日までに、口座残高のご確認をお願いいたします。

市税の納付には、便利な口座振替をご利用ください！

このような手間や不安を、
口座振替なら解消できます！

忙しくてなかなか金融機関に納付に行けない ☹
うっかり納期限を忘れて納付が遅れてしまった ☹
納めたかどうか分からなくて、二重納付してしまった ☹

❁ こちらの金融機関の口座で口座振替ができます ❁

足利銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 群馬銀行
東和銀行 栃木銀行 栃木信用金庫 佐野信用金庫
中央労働金庫 佐野農業協同組合 ゆうちょ銀行、郵便局

納付方法によって、それぞれ経費が発生し市で負担しています。市の経費節減のためにも経費が比較的安価となっている「口座振替」をぜひご利用ください。

口座振替に関するお問合せ先

収納課

☎ 20-3010